

狂犬病予防法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>（登録の消除） 第二条（略） 2 市町村長は、法第四条第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その犬の登録を消除することができる。 一 その犬又はその犬の所有者の所在が判明しない場合 二 その犬が本邦以外の地域に所在することが明らかでない場合 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、その犬の登録を消除することが適当であると認める場合</p>
<p>改正前</p>	<p>（登録の消除） 第二条（略） （新設）</p>